事業主の皆様へ

職場の定期健康診断を実施した結果 異常の所見があると診断された労働者については 医師等から意見を聴くことが必要です（事業主義務）

労働安全衛生法第66条の4

▶ 意見の聴取は健康診断実施後３ヶ月以内に行う必要があります。

▶ 意見の聴取方法は、医師に健康診断個人票の「医師の意見欄」に記入していただくことにより行います。

▶ 意見を聴く医師は、労働者が５０人以上の事業場は選任している産業医から、産業医の選任義務のない５０人未満の小規模事業場においては労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師又は歯科医師から意見を聴くことが適当です。

▷ なお、豊田市、みよし市内の５０人未満の小規模事業場については、豊田加茂地域産業保健センターの意見聴取等のサービスを無料で利用することができます。

意見は！

健康の保持に必要な措置



次の２点について求めます。

１．就業区分及び就業上の措置の内容

医師の意見区分（例）

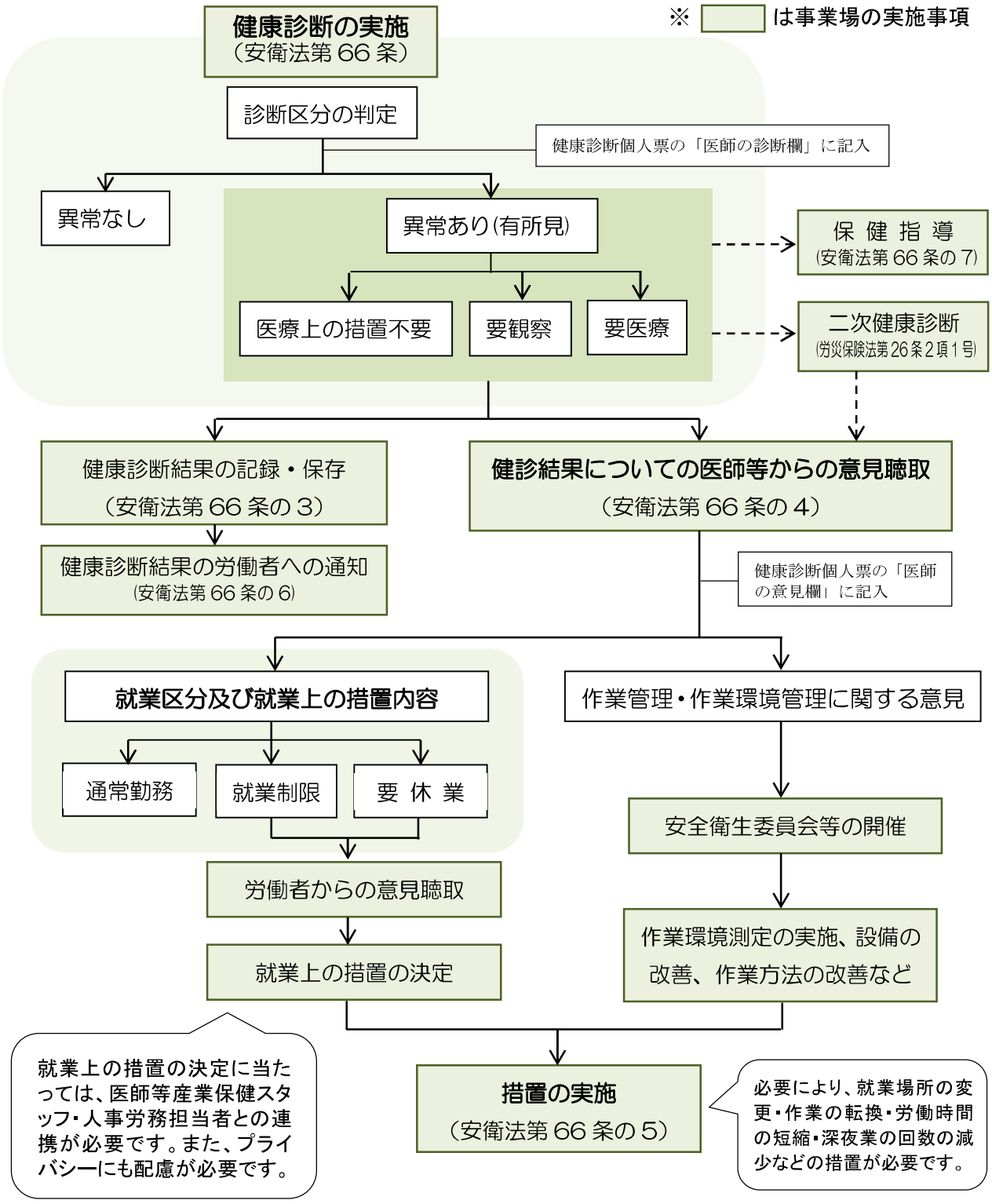
就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により、一定期間勤務させない措置を講じる。

２．作業環境管理・作業管理について

健康診断の結果、作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置・整備、作業方法の改善、その他適切な措置について意見を求める。

豊田労働基準監督署

労働安全衛生法で定める健康診断実施後の措置の流れ



豊田加茂地域産業保健センター

https://www.toyotakamoishikai.or.jp/factory/
〒471-0062　豊田市西山町3丁目30番地1 豊田加茂医師会館 内
（受付時間　月～金[祝日を除く]の10:00～12:00、13:00～16:00）
TEL 0565-33-2655
FAX 0565-33-2694
E-mail toyotakamo_sanpo@toyotakamoishikai.or.jp

様式第5号(第51条関係)　(2)　(表面)

健康診断個人票

氏名		生年月日	年　月　日	雇入年月日	年　月　日
		性別	男　・　女		

健診年月日		年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
年齢		歳	歳	歳	歳	歳
他の法定特殊健康診断の名称						
業務歴						
既往歴						
自覚症状						
他覚症状						
身長 (cm)						
体重 (kg)						
BMI						
腹囲 (cm)						
視力	右	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
	左	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
聴力	右 1000Hz	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり
	右 4000Hz	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり
	左 1000Hz	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり
	左 4000Hz	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり
	検査方法	1オージオ　2その他	1オージオ　2その他	1オージオ　2その他	1オージオ　2その他	1オージオ　2その他
胸部エックス線検査		直接　間接 撮影　年　月　日	直接　間接 撮影　年　月　日	直接　間接 撮影　年　月　日	直接　間接 撮影　年　月　日	直接　間接 撮影　年　月　日
フィルム番号		No.	No.	No.	No.	No.
喀痰(かくたん)検査						
血圧 (mmHg)						
貧血検査	血色素量 (g／dl)					
	赤血球数 (万／mm³)					
肝機能検査	GOT (IU／l)					
	GPT (IU／l)					
	γ—GTP (IU／l)					
血中脂質検査	LDLコレステロール(mg／dl)					
	HDLコレステロール(mg／dl)					
	トリグリセライド(mg／dl)					
血糖検査 (mg／dl)						
尿検査	糖	－＋卄卄	－＋卄卄	－＋卄卄	－＋卄卄	－＋卄卄
	蛋白(たんぱく)	－＋卄卄	－＋卄卄	－＋卄卄	－＋卄卄	－＋卄卄
心電図検査						

様式第5号(第51条関係)　(2)　(裏面)

健診年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
その他の法定検査					
その他の検査					
医師の診断					
健康診断を実施した医師の氏名					
医師の意見	異常の所見がある場合は、ここに記載が必要です。				
意見を述べた医師の氏名					
歯科医師による健康診断					
歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名					
歯科医師の意見					
意見を述べた歯科医師の氏名					
備考					

備考

1　労働安全衛生規則第44条、第45条、第47条若しくは第48条の健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の健康診断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行つたときに用いること。

2　「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになつている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。

(1. 有機溶剤　2. 鉛　3. 四アルキル鉛　4. 特定化学物質　5. 高気圧作業　6. 電離放射線　7. 石綿　8. じん肺)

3　BMIは、次の算式により算出すること。

$$BMI = \frac{体重(kg)}{身長(m)^2}$$

4　「視力」の欄は、矯正していない場合は(　)外に、矯正している場合は(　)内に記入すること。

5　「聴力」の欄の検査方法については、オージオメーターによる場合は1に、オージオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第4項の規定により医師が適当と認める方法により行つた聴力の検査については、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1,000ヘルツの所に記入すること。

6　「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働局長の指示を受けて行つた健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。

7　「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。

8　「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

9　「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。

10　「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。